

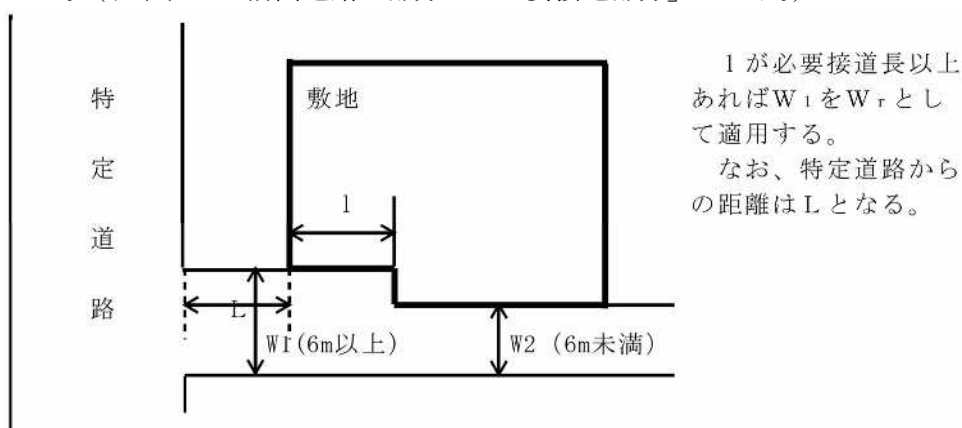
法第52条（容積率）

特定道路に接続する前面道路に接する敷地の容積率の割増し

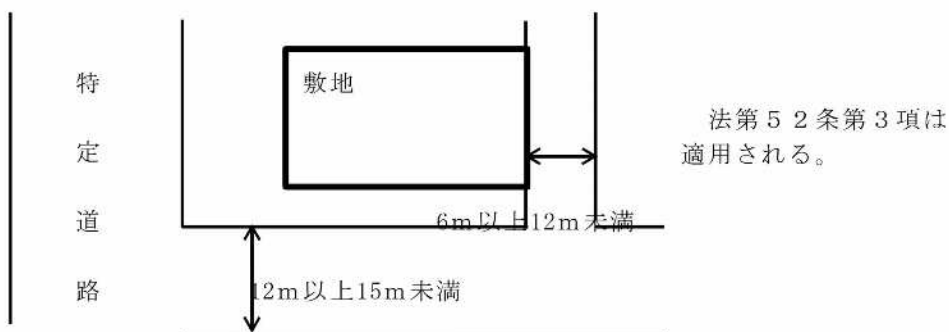
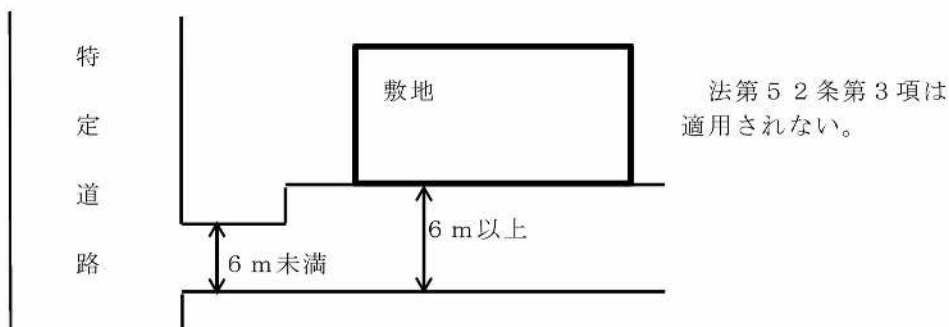
法第52条第6項の規定による特定道路に接続する前面道路に接する敷地の容積率の割増しは、次による。

1. 前面道路幅員等の条件

- ① 連続して必要接道長（※参照）以上敷地が接する前面道路の部分の幅の最小値が、6 mであること。（以下、この前面道路の部分を「必要接道部分」という。）



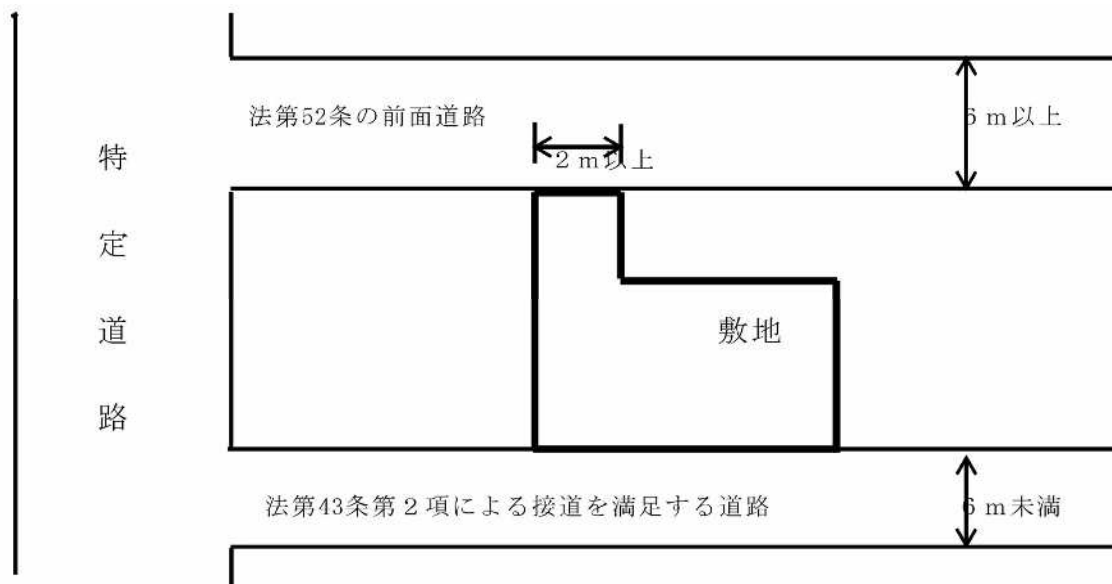
- ② 当該必要接道部分から特定道路（法第52条第6項の特定道路をいう。）までの間にある道路部分（以下「接続部分」という。）の幅員の最小値が、6 m（接続部分が2以上ある場合は、1以上の接続部分の幅員の最小値を6 mとし、幅員の最小値が12 m以上15 m未満のものを含む。）であること。



- ③ ②を満たす接続部分の延長が70 m以下の道路（以下「接続道路」という。）が1以上あること。

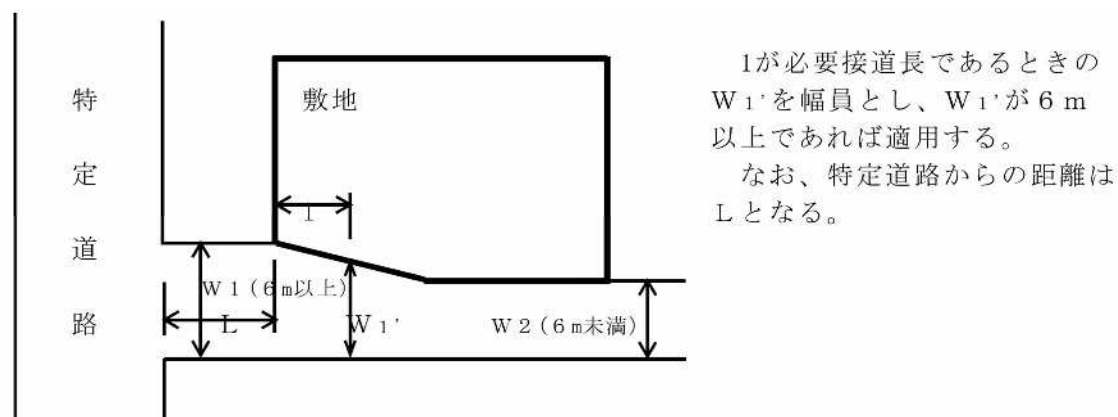
※ 必要接道長の定義

岐阜県建築基準条例により敷地が道路に接しなければならない幅の規定がある敷地にあつてはその規定による幅を、その他の敷地にあつては2 mをいう。ただし、前面道路が2以上ある場合にあつては、少なくとも1の前面道路について岐阜県建築基準条例に規定する敷地が道路に接しなければならない幅が確保されているものとする。



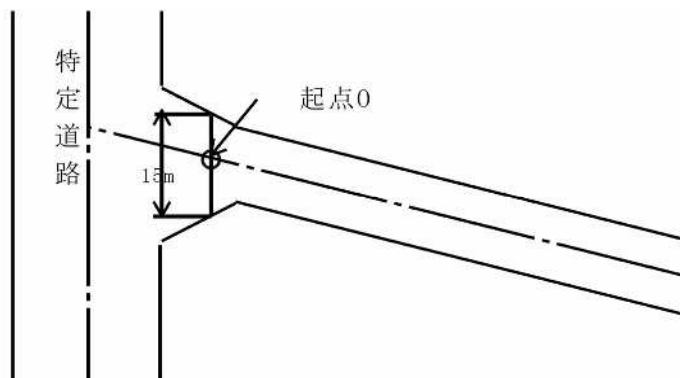
2. 前面道路の幅員 (W_r) のとり方

必要接道部分の最小値を W_r とする。($W_1' \geq 6 \text{ m}$ のとき、 $W_1' = W_r$)



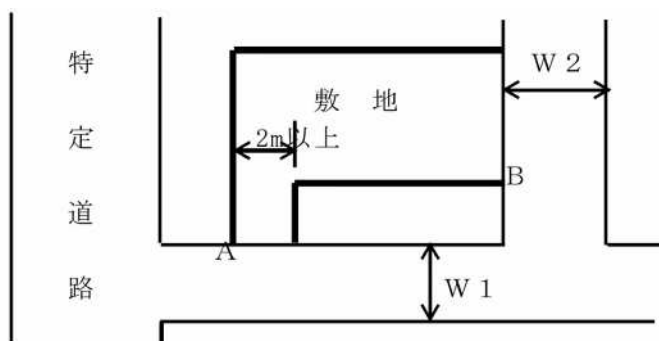
3. 接続道路の延長 (L) の取扱い

特定道路と接続道路とが斜めに交差し、当該交差部分にすみ切りがある場合は、接続道路の延長の起点は次図による。



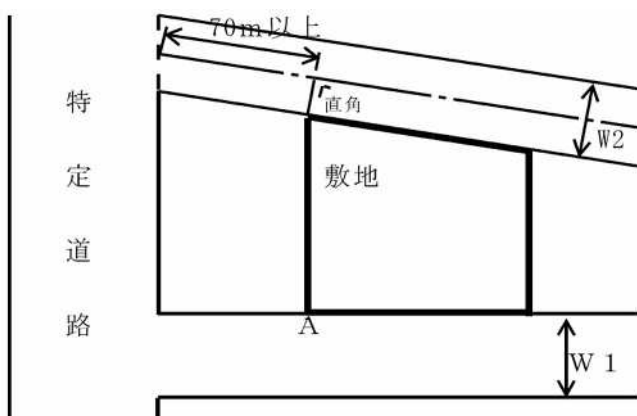
4. 法第52条第1項の規定の幅員にみなされる数値の算定

必要接道部分ごとの W_r とその接続道路の延長 L とにより算定される W_a を W_r に加えた数値のうち、最大の数値とする。



- ・ 特定道路からAまでの距離により定まる数値： W_{a1}
- ・ 特定道路からBまでの距離により定まる数値： W_{a2}
- ∴ 前面道路幅員による容積率制限 ($W_1 + W_{a1}$) と ($W_1 + W_{a2}$) のいずれか大きい方で行う。

(注) W_2 を容積率制限において前面道路の幅員として扱っている場合



- ・ 特定道路からAまでの距離により定まる数値： W_a
- ∴ 前面道路幅員による容積率制限 ($W_1 + W_a$) と W_2 のいずれか大きい方で行う。
(W_a は W_2 に加えることは出来ない。)

(注) W_2 を容積率制限において前面道路の幅員として扱っている場合